

平成 28 年 10 月 20 日

各 位

会 社 名 大成株式会社
代表者名 代表取締役社長 加藤 憲司
(コード：4649、名証第 2 部)
問合せ先 常務執行役員コーポレート本部長
中島 武久
(TEL. 052-242-3223)

「内部統制システムの基本方針」の一部改訂に関するお知らせ

当社は、平成28年10月20日開催の取締役会において、「内部統制システムの基本方針」を一部改訂することを決議いたしましたので、下記のとおり改訂後の内容をお知らせいたします。(変更箇所は下線で示しております。その他の部分に変更はございません。)

記

業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として、平成28年10月20日開催の取締役会において一部改訂の決議を致しました。その決議した内容は、次のとおりであります。

(1) 取締役および使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

① 取締役は取締役会および経営会議にて、内部統制、予算・業績管理、人事管理等の制度および会社規則等を経営環境の変化に対応すべく適時整備することとしております。また取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合すべく、「業務分掌規程」、「職務権限規程」をも併せて整備することとしております。

② 会社規則で定めた組織「法務室」および「リスク・コンプライアンス委員会」によるコンプライアンスの推進活動として、研修の実施およびマニュアルの作成・配布などを適時行うことといたします。具体的には、当社コンプライアンス活動の基本方針として策定しております「大成行動憲章」に則し、グループ全役員ならびに従業員が自ら「法令、国際ルールおよびその精神を遵守するとともに、社会的良識をもった行動をする」べく意識づけをするために定期的な研修を行い、コンプライアンスの意義ならびに重要性を周知徹底するための展開を図っております。

③ 監査役および「監査室」は、監査スケジュールにそって定期的な監査を実施することにより、取締役および使用人の職務執行がその「業務分掌規程」や「職務権限規程」、ひいては法令および定款に適合し、かつ効率的に行われているかを検証しております。

④ 社内通報制度を設けてその適切な運用を維持することにより、法令違反その他コンプライアンス上の問題についての報告体制を確保しております。

(2) 取締役の職務執行にかかる情報の保存・管理に関する体制

取締役会、経営会議、稟議決裁書その他職務執行にかかる情報は、「文書管理規程」に従い適切に保存・管理しております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① コンプライアンス、環境、災害、品質などにかかるリスクについては、会社規則で定めた組織「法務室」および「リスク・コンプライアンス委員会」により、必要に応じて研修の実施およびマニュアルの作成・配布などを行っております。

② 新たに生じたリスクへの対応のため、「リスク管理規程」に基づいてリスク・コンプライアンス委員長である代表取締役社長が、速やかに対応責任者を定めて対策本部を設置することとしております。

③ 日常的に発生する個別的な事故クレーム等については、社内ネットワークを通じて情報を共有し、再発防止の体制を確保することとしております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は定期的に開催することとし、経営上の重要事項についての協議および意思決定を行っております。
- ② 経営幹部で構成する経営会議は毎月開催することとし、内部統制、予算・業績管理、人事管理等の制度および会社規則等を、経営環境の変化に対応すべく適時整備し、職務の執行が効率的に行われることを確保しております。
- ③ 業務の専門性の深化・高度化を図りつつ、顧客への寄り高品質かつ迅速なサービスの提供を目的としてカンパニー制をとり、横断的に職務執行ができるような組織体制を構築しております。
- ④ 監査役会における常勤監査役と「監査室」の担当室員が連携し、それぞれの監査スケジュールにそって定期的な監査を実施することにより、取締役および経営幹部の職務執行の効率性を検証しております。

(5) 会社ならびに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 経営管理については、当社の「関係会社管理規程」に従って行うものとし、必要に応じてモニタリングを行っております。
- ② 子会社が当社からの経営管理、経営指導が法令に違反し、その他コンプライアンス上問題があると認めた場合には、監査役に報告を行うこととしております。報告を受けた監査役は意見を述べ、改善策の策定を求めることができるものとしております。
- ③ 子会社については、取締役会を開催し、経営課題等の討議を行うとともに相互連携の強化や情報の共有化を図ることとしております。また監査体制として、子会社監査役の他、業務分掌規程に基づき「監査役」による監査を実施し、業務の適正化の確保・向上に努めることとしております。
- ④ 「監査室」は、その職務を行うために必要があるときは、子会社の調査を行うこととしております。
- ⑤ 子会社から当社への相談窓口は「企画部」としております。
- ⑥ 当社および子会社等は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体との一切の関係を遮断するとともに、反社会的勢力および団体からの要求に対しては、毅然とした対応を行っております。また、警察や関係機関ならびに弁護士等の専門機関と連携を図りながら、引き続き反社会的勢力を排除するための体制の整備を推進しております。

(6) 財務報告の信頼性を確保するための体制

金融商品取引法その他の関係法令に基づき有効かつ適切な内部統制の整備および運用する体制を構築するとともに、財務報告に係る内部統制が適正に機能することを継続的に評価し、必要に応じて是正措置を行っております。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- ① 監査役の要請に基づき、必要に応じて、同使用人を置くこととしております。

(8) 当社および子会社の取締役および使用人が監査役に報告するための体制

- ① 法定事項および会社に重要な影響を及ぼすような事項など、取締役および使用人が監査役に報告すべき事項は、発生の都度速やかに報告することとしております。
- ② 取締役会・経営会議をはじめ、その他重要な会議には監査役の同席を求め、付議・報告される案件について監査の機会を設けることとしております。
- ③ 「監査室」による内部監査の実施状況については、監査役に報告することとしております。
- ④ 社内通報制度を設けてその適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保しております。

(9) 監査役がその職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

- ① 監査役が、必要に応じて公認会計士および弁護士等の外部の専門家に相談をした場合の費用、その他監査役
の職務の執行に伴い生ずる費用は当社が負担することとしております。

(10) その他監査役がその職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役は、監査役と定期的なミーティングを実施することで意見または情報の交換を行い、監査役との意思の疎通を図ることとしております。
- ② 監査役は、「監査室」および会計監査人との定期的なミーティングを実施することで意見または情報の交換を行い、円滑に連携できる体制としております。